

旭医大達第134号
令和7年12月26日

旭川医科大学基金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学基金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学基金規程（平成28年旭医大達第27号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (事業) 第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) (略) (5) その他基金の目的達成に必要な事業として第5条に規定する委員会が特に認めた事業 (略) <u>(事業の経費)</u> <u>第10条 第3条第1項第5号に定める事業にかかる寄附金の受入れに当たっては、学長は、本学の管理運営に係る経費として、寄附金総額に5%を乗じて得られた額を充当することができる。</u> (新設) <u>第11条～第15条 (略)</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年12月26日から施行し、令和7年12月19日から適用する。</u>	(略) (事業) 第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) (略) (5) その他基金の目的達成に必要な事業として第5条に規定する委員会が特に認めた事業 (略)
<u>第10条～第14条</u> (略)	

【改正理由】

基金事業の管理運営に係る費用が特に必要と思われる場合に、相当額を基金の管理運営費として使用できるよう、所要の改正を行うものである。